

（基本目標３）資源循環型の地域形成

１．ごみ処理の概要

家庭系ごみの収集品目は燃えるごみ、燃えないごみ、古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙、牛乳パック）、ペットボトル、缶、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみ、粗大ごみの 14 品目としています。

家庭系ごみの収集は、ステーション方式により燃えるごみは週 2 回、燃えないごみと資源ごみ（古紙類、ペットボトル、缶、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみ）は隔週、直営または委託業者による収集を行っています。粗大ごみは、申込制により委託業者による戸別収集と、越谷市リサイクルプラザへの直接搬入を受け付けています。せん定枝・刈草については、申込制により東埼玉資源環境組合への直接搬入を受け付けています。

事業系ごみについては、許可業者による直接搬入としています。

燃えるごみについては、組合の第一工場ごみ処理施設で焼却し、発電や熱供給などを行っています。せん定枝・刈草については、組合の堆肥化施設において資源化しています。

燃えないごみ、缶、びん、危険ごみ、粗大ごみについては、越谷市リサイクルプラザにおいて、破碎・選別等の資源化処理を行っています。その他の資源ごみ（古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイ）については、再生事業者に引き渡して資源化しています。

収集区分と収集運搬体制

項目				収集方式	排出形態	収集回数
家庭系ごみ	収集	燃えるごみ		ステーション	袋	週 2 回
		燃えないごみ		ステーション	カゴ	隔週
		古紙類	新聞	ステーション	ひも結束	隔週
			雑誌			
			段ボール			
			雑紙			
			紙パック			
		ペットボトル		ステーション	カゴ	隔週
		缶		ステーション	カゴ	隔週
		びん		ステーション	カゴ	隔週
		古着類		ステーション	袋	隔週
		白色トレイ		ステーション	カゴ	隔週
		危険ごみ		ステーション	カゴ	隔週
		粗大ごみ		戸別	—	随時（申込制）
	直接搬入	粗大ごみ、せん定枝・刈草		—	—	随時（申込制）
事業系ごみ	許可業者	燃えるごみ、せん定枝・刈草		—	—	—
	許可業者・直接搬入	燃えないごみ		—	—	—
		資源物		—	—	—

家庭ごみの分け方・出し方

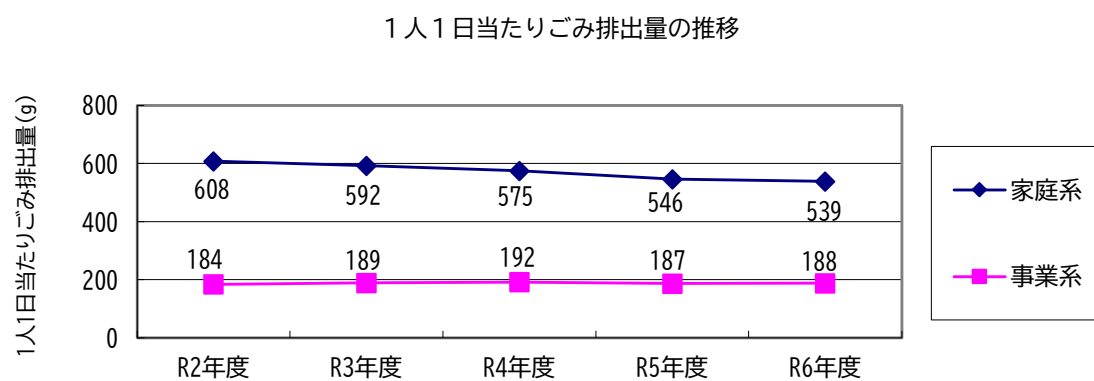
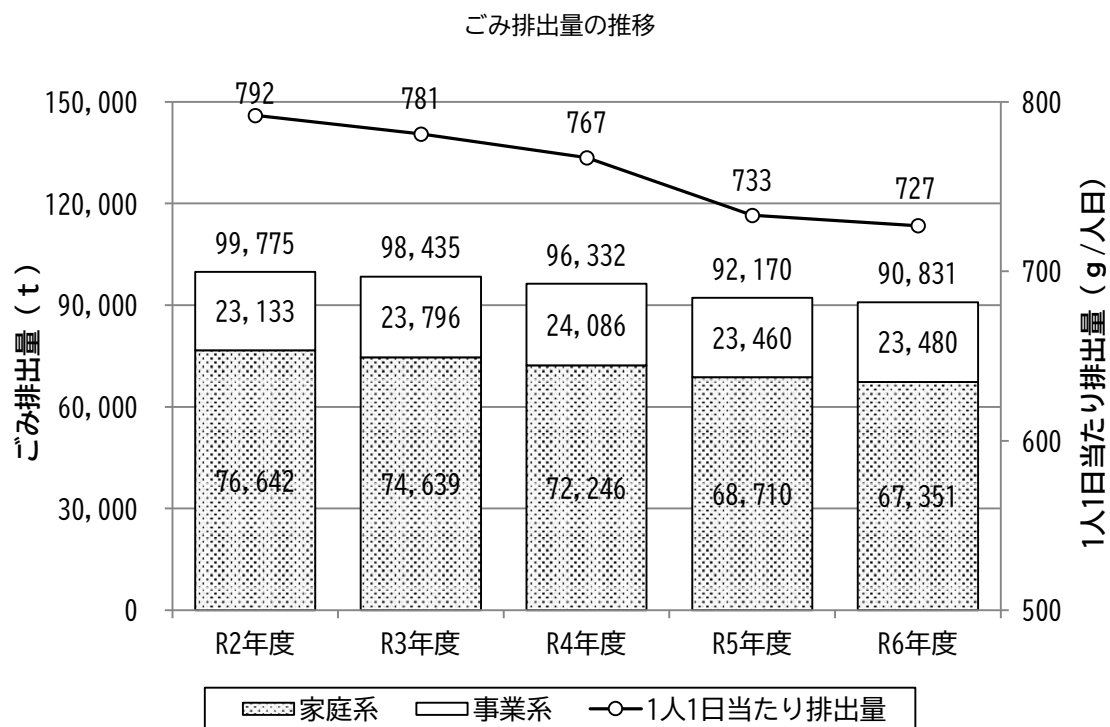
燃えるごみ 透明又は半透明の袋に入れてください	一辺が50cm未満のもの 台所の生ごみ 台所の生ごみはよく水を切る ゴム、皮革類 落ち葉、雑草 枝は50cm未満 直径10cm以下に切る プラスチック製品
燃えないごみ 黄色のカゴに入れてください	一辺が50cm未満のもの 割れたガラス、せともの、包丁 新聞紙などに包み「品名」を明記 金属類 小型電化製品・ノートパソコン(デスクトップ型は除く) 電気コードは切って「危険ごみ」へ
古紙類 品目ごとに箱に入れてください	新聞紙 雑誌(書籍含む) 段ボール 牛乳パック (洗って乾かしてください) 収集しないもの ・汚れが落ちない紙類や香水、洗剤などのおいしつしたもの ・紙コップ、写真、カーボン紙 ・防水加工されたもの ⇒「燃えるごみ」
ペットボトル 黄色のカゴに入れてネットをかけてください	PET このマークが目印です 出方 ①キャップとラベルを剥がす ②すすいで ③つぶす キップとラベルは「燃えるごみ」 収集しないもの ・シャンプーや食用油などのプラスチック容器 ・色つきのペットボトル ⇒「燃えるごみ」
缶 黄色のカゴに入れてください	缶のふた 飲料、食品用、のり、お菓子、粉ミルクなどの缶類 出方 ①中身を空にしてください ②すすいでください 収集しないもの ・スプレー缶、カセットボンベ ⇒「危険ごみ」 ・汚れが落ちない缶 ⇒「燃えないごみ」
びん 黄色のカゴに入れてください	割れたびんもひととして出してください 飲料、食品用、醤油、酒、家庭用常備薬、ドリンク剤などのガラスびん 出方 ①中身を空にして ②キャップを外して プラスチック製 ⇒「燃えるごみ」 金属製 ⇒「燃えないごみ」 ※ラベルはそのまま ③すすいでください 収集しないもの ・ガラス食器、板ガラス ・汚れが落ちないびん ・化粧品などのびんなど ⇒「燃えないごみ」
古着類 透明又は半透明の袋に入れてください	古着、タオル、婦人服、下着、シーツ、子供服、浴衣、Gパン、紳士服、毛布、スーツ、サマーセーター、ダウンジャケット、コートオーバー、冬物衣料、カバン、カーテンなど 出方 ①洗って ②乾かしてください ※雨の日は出さないでください (濡れると資源になりません) 収集しないもの ・濡れたもの、破れているもの ・汚れが落ちないもの ・紙着、スリッパ、ペットに使用したもの ⇒「燃えるごみ」
白色トレイ 黄色のカゴに入れてネットをかけてください	肉、魚、野菜、などが入っていた白い皿状のもの ※色つきトレイは含まれません ※食品用のものに限り 出方 ①洗って ②乾かしてください ※雨の日は出さないでください (濡れると資源になりません) 収集しないもの ・色や柄がついたトレイ ・納豆の容器 ・カップめん、容器 ・持ち帰り弁当の容器 ⇒「燃えるごみ」
危険ごみ 赤色のカゴに入れてください	【対象となる全品目】 スプレー缶、カセットボンベ 使い切ったから出してください 中身入りの時は「中身入り」と明記して出してください 蛍光灯、電球 購入時の箱などに 入る 水銀入り 体温計、温度計 「プラグは燃えないごみ」 電気コード ライター 乾電池 ビニール袋に入れ「ライター」「乾電池」と明記

◎お願い：割れたガラス製品、せともの類、カミソリの刃や包丁は「燃えないごみ」へ出してください
 水銀が含まれる体温計、温度計、乾電池などは「危険ごみ」へ出してください

粗大ごみ 一辺が50cm以上または10kg以上のものは粗大ごみです 必ず予約をしてください ○収集を依頼する場合(事前の予約が必要です) 予約専用電話 048-973-5300 電話番号の掛け間違いにはご注意ください ① 品物の大きさを測る ② 申し込む(予約専用電話又は越谷市ホームページ電子申請にて) ③ 粗大ごみシールの購入(申し込み時に収集日とシールの必要枚数をご案内します) ④ 収集(粗大ごみシールを品物ごとに貼って、朝8時までに出してください) 受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時(年末年始・祝日を除く) 収集日：電話予約の際に指定した日(お住まいの燃えないごみ・ペットボトルの収集日に収集) 出さず場所：①一戸建て…玄関先 ②集合住宅…専用ごみ集積所(ごみ集積所が敷地内ない場合は予約時にご相談ください) ●月曜日や休日の翌日は電話が大量混み合います ●処理ができないものは受付いたしません	粗大ごみシールの取扱場所 ●北部・南部出張所 ●越谷市リサイクルプラザ ●市内コンビニエンスストア(一部店舗除く) 粗大ごみ収集運搬手数料(粗大ごみシール) <table border="1"> <thead> <tr> <th>一辺の長さ</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cm以上120cm未満のもの</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>120cm以上180cm未満のもの</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>180cm以上のもの</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>スプリング入りマットレス</td> <td>2,800円</td> </tr> </tbody> </table>	一辺の長さ	金額	50cm以上120cm未満のもの	400円	120cm以上180cm未満のもの	800円	180cm以上のもの	1,200円	スプリング入りマットレス	2,800円
一辺の長さ	金額										
50cm以上120cm未満のもの	400円										
120cm以上180cm未満のもの	800円										
180cm以上のもの	1,200円										
スプリング入りマットレス	2,800円										
○自分で直接持ち込む場合(受付は電話予約のみ・当日の搬入はできません) 予約専用電話 048-973-5300 電話番号の掛け間違いにはご注意ください ●予約受付時間：月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く) 午後2時から5時 ●持ち込み先：越谷市砂張355番地 越谷市リサイクルプラザ ●搬入可能時間：午前9時から11時30分 午後1時30分から3時 ●手数料：無料 持ち込みの際、市内在住を運転免許証等で確認いたします(市内在住を確認できない場合は、持ち込みをお断りする場合があります) その他詳細は電話予約の際に、ご確認ください ※社会情勢の変化により持ち込む際の条件や受付時間が変わる場合があります。ご了承ください。											
一時多量ごみ	引越しなどで多量にごみが出る場合は、 ①分別し何回かに分けて通常のごみ収集に出す ②収集運搬許可業者に依頼する などの方法で処理を行ってください。										

2. ごみの排出状況

令和6年度におけるごみの総排出量 90,831 t で、前年度より 1,339 t、1.5%減少しました。



3. し尿処理の概要

し尿処理は、公共下水道、浄化槽及び汲み取りにより実施しています。汲み取りの収集対象人口は、昭和 58 年から公共下水道の供用開始に伴い減少傾向にあります。

令和 6 年度末現在には、越谷市の世帯のうち 82.3%が公共下水道を利用しており、17.1%が浄化槽、0.6%が汲み取りの収集対象となっています。なお、し尿及び浄化槽汚泥の処理は東埼玉資源環境組合にて処理しています。

し尿処理形態別 世帯数及び人口の推移

		R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1
総世帯数		158,751	159,682	160,965	162,337	163,985
総人口		345,487	344,674	343,644	342,681	341,992
収集世帯・人口	生し尿（世帯）	1,300	1,223	1,123	1,058	987
	生し尿（人口）	2,114	1,954	1,781	1,681	1,576
	浄化槽（世帯）	27,699	27,729	27,916	27,949	27,980
	浄化槽（人口）	63,135	62,656	62,211	61,616	60,881
	浄化槽設置基数	21,059	21,135	21,183	21,388	21,320
	収集世帯（合計）	28,999	28,952	29,039	29,007	28,967
	収集人口(合計)	65,249	64,610	63,992	63,297	62,457
非収集世帯・人口	公共下水道世帯	129,714	130,730	131,926	133,330	135,018
	公共下水道人口	280,134	280,064	279,652	279,384	279,535
	自家処理（世帯）	0	0	0	0	0
	自家処理（人口）	0	0	0	0	0
	非収集世帯合計	129,714	130,730	131,926	133,330	135,018
	非収集世帯人口	280,134	280,064	279,652	279,384	279,535

構成比%	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1
生し尿世帯	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6
浄化槽世帯	17.5	17.4	17.3	17.2	17.1
公共下水道世帯	81.7	81.8	82.0	82.1	82.3
自家処理世帯	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

4. ごみ処理に関する経費

令和6年度における清掃費決算額の経費は3,800,559千円となり、前年度より713,111千円増額しています。

清掃費決算額の推移

(単位：千円)

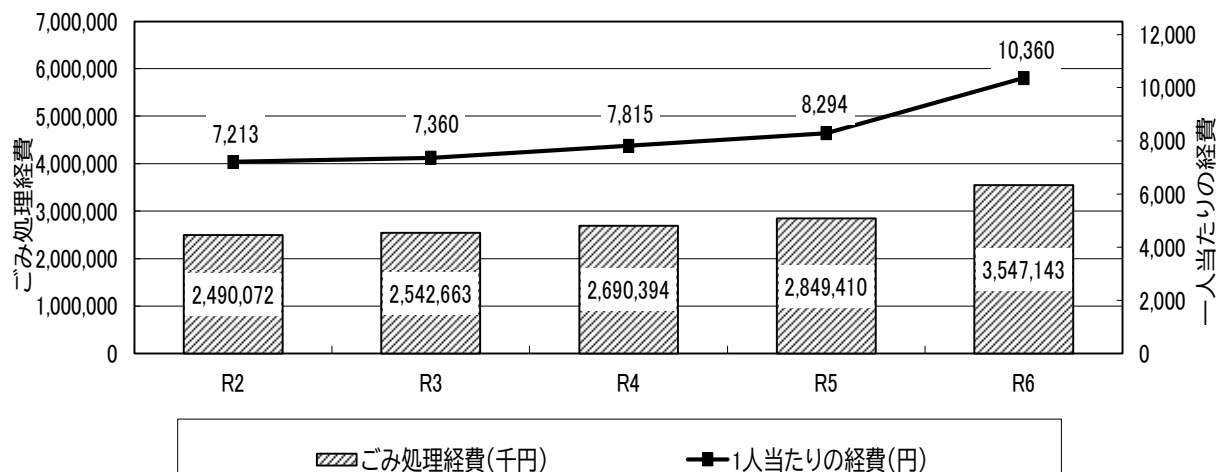
年度	一般会計	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費	生活排水 対策事業費	合 計	一般会計に 占める割合
R2	154,186,714	1,480,718	1,267,307	40,536		2,788,561	1.81%
R3	122,214,496	1,462,307	1,306,216	37,730	24,612	2,830,865	2.32%
R4	123,228,208	1,485,614	1,325,130	37,942	31,456	2,880,142	2.34%
R5	127,844,146	1,560,816	1,452,232	42,219	31,944	3,087,211	2.41%
R6	131,705,071	2,190,898	1,528,655	46,382	34,624	3,800,559	2.89%

令和6年度におけるごみ処理の経費は3,547,143千円であり、市民1人当たり10,360円になります。

ごみ処理に関する経費

	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ処理経費(千円)	2,490,072	2,542,663	2,690,394	2,849,410	3,547,143
1人当たりの経費(円)	7,213	7,360	7,815	8,294	10,360
人 口	345,217	345,472	344,280	343,548	342,397

ごみ処理経費の推移



5. 4 Rとごみ・資源の分別徹底

5-1 4 Rの促進

(ア) 集団資源回収

市内では、自治会や子供会など410団体（令和7年3月31日現在登録分）によって、古紙類、古繊維類、金属類（缶類）、空きびん類などの資源の回収が行われています。

これらの活動を支援するために市では、各団体に対して回収量に応じた補助金を交付しています。令和6年度においては、4,051tが回収されており、その9割以上が古紙類となっています。

令和6年度の補助金は、資源回収量に1kg当たり8円を乗じて得た額になります。

資源回収実績の推移

年度	回収量(t)	前年比(%)	売上額(円)	補助金額(円)
R2	5,395	88.4	9,652,050	43,101,800
R3	5,238	97.1	18,153,600	41,845,100
R4	4,952	94.5	22,317,899	39,561,600
R5	4,431	89.4	19,483,758	35,386,000
R6	4,051	91.4	19,723,838	32,350,900

資源回収品目別実績

年度	紙類		繊維		金属		びん		計 量(t)
	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	
R2	5,054	93.6	117	2.2	222	4.1	1	0.02	5,395
R3	4,919	93.9	107	2.0	211	4.0	1	0.01	5,238
R4	4,637	93.6	110	2.2	204	4.1	1	0.02	4,952
R5	4,132	93.3	103	2.3	195	4.4	1	0.02	4,431
R6	3,755	92.7	101	2.5	195	4.8	1	0.01	4,051

※小数点の都合上、合計と一致しない可能性あり

(イ) リユース品の利用促進

粗大ごみとして出された木製家具等を修理再生し、市民を対象に常時販売しています。

再生家具等販売実績

年度	販売点数
R4	1,623 点
R5	1,383 点
R6	1,772 点

(ウ) 市内企業による古紙の再生

市内の企業（31 事業所）が連携し、オフィスから発生する古紙の回収による資源化への取り組みを通じ、リサイクルの社会的な拡大定着を図り、資源循環型社会の実現を目指して、平成 5 年に発足した「オフィス・ペーパー・リサイクル越谷」が、上質紙、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パックの 5 種類に分け、専用の回収袋により、2 週間に 1 回グループ回収を行っています。

オフィス・ペーパー・リサイクル越谷による回収量（過去 5 年間）

単位：kg

年度	段ボール	上質紙	雑誌	新聞	牛乳パック	合 計
R2	19,960	5,910	38,910	1,800	0	66,580
R3	20,410	6,300	37,610	2,260	0	66,580
R4	21,620	4,820	36,220	2,180	0	64,840
R5	18,830	4,240	35,320	1,960	0	60,350
R6	19,950	1,830	35,360	1,280	0	58,420

(エ) プラスチック・スマート宣言

プラスチック・スマートとは、環境省が平成 30 年に立ち上げたキャンペーンで、世界的なプラスチックによる海洋汚染の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携共同して取組を進めることを目的としています。

市でも令和元年 8 月に「越谷市役所プラスチック・スマート宣言」を行いました。まずは市役所が率先して、ごみの処理から発生する温室効果ガス排出量を削減し、マイクロプラスチックの排出抑制のために取り組んでいます。

取組の事例

ペットボトルの使用を減らす	市が開催する会議やイベント等では、ペットボトル飲料の配布を原則禁止する。
プラスチック製品の使用を控える	使い捨てとなるレジ袋、プラスチック製のストローやスプーンなどの使用を控える。マイバック、マイボトルを常備する。
繰り返し使えるものを選ぶ	記念品の配布物は使い捨てにならず長期での利用や繰り返し利用ができるものを選ぶ。また、使用後にリサイクルしやすい素材のものや環境に配慮した素材のものを選ぶ。

(オ) 普及啓発

① 4 R の推進に関する普及啓発の継続

4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や普及啓発活動を継続します。

② 廃棄物減量等推進員

地域におけるごみに関する市と市民の協働の推進を図ることを目的に廃棄物減量等推進員制度を設けています。令和 7 年 3 月 31 日現在、471 人の方が地域と行政のパイプ役として、また、ごみに関する地域のアドバイザーとして、ごみの減量・資源化や分別・排出方法の普及啓発活動を行っています。

③環境学習

リサイクルプラザに運ばれたごみがどのように処理されているか、また、ごみの分別や集められたごみがどのようにリサイクルされているかを啓発するため、環境について学ぶ小学4年生や自治会などに対して、リサイクルプラザの施設見学および出張講座を行っています。

令和6年度の実績

施設見学	35回	1,984人	(市政移動教室、小学校、自治会等)
出張講座	19回	932人	(小学校、保育所、老人福祉施設等)

④食品ロス削減の啓発

家庭における食品ロスの発生抑制として「食材を買いすぎない」、「食材を上手に使い食べきる」、「賞味期限を過ぎても、すぐに食材を捨てない」の3ヶ条を設け、日常生活の中で食品ロス削減に向け行動を示すことや、現状の周知を行うとともに、食品ロス削減をテーマとしたエコ・クッキング教室などを行っています。

また、ごみ収集カレンダーにおいて、「食品ロス削減の日(10月30日)」を周知し「食材の使いきり」や「冷蔵庫の中身のチェック」などの啓発を行っています。家庭で余った食品や未利用食品を持ち寄るフードドライブ事業を平成31年3月から行っており、市役所含む公共施設全4カ所に食品回収ボックスを設置しております。また、令和4年度より食品小売店舗等において、市が作成した「手前どり」POPを掲示することにより、食品ロスに関する問題を身近に感じていただくなど市民の意識向上に努めるとともに、その店舗における食品ロスの削減を促進しました。

(カ) 小型家電リサイクルへの取組

平成25年度4月より携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器に含まれる金や白金などの貴金属や、レアメタルといわれる有用金属の再資源化を促進するため、小型家電リサイクル法が施行され、市では平成26年度より小型家電の回収を始めました。

現在回収ボックスを4施設、簡易型回収ボックスを17施設に設置し、使用済み小型家電の回収促進に努めています。

小型家電回収実績

年度	ボックス回収量(t)	ピックアップ回収量(t)	イベント回収量(t)※	総回収量(t)
R2	1.04	85.10	0	86.14
R3	1.11	88.40	0	89.51
R4	1.37	76.23	0	77.60
R5	1.18	71.24	0	72.42
R6	1.56	89.39	0	90.95

(キ) 廃食用油の回収・リサイクル

市では給食センターの廃食用油を業者委託し回収を行っております。回収された廃食用油は、家畜用飼料、塗料、BDF燃料、ボイラー燃料等に再利用されています。

給食センターの廃食用油回収実績（過去5年間）

	R2	R3	R4	R5	R6
回収量 (ℓ)	37,818	43,614	38,232	38,502	33,714

5-2 ごみの資源化

市で収集したごみは各施設及び選別業者に運ばれ、処理および資源化をしています。

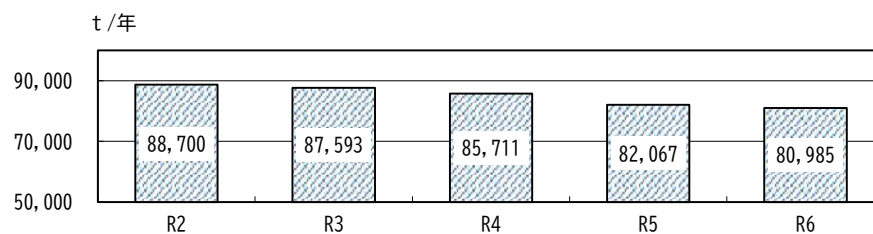
(ア) 東埼玉資源環境組合

燃えるごみは第一工場ごみ処理施設で焼却処理を行っており、令和6年度の焼却処理量は80,985tとなりました。

ごみ処理施設では、焼却処理に伴って発生する熱を最大限利用した、発電や熱供給などを行っています。焼却処理による発生した灰の一部（令和6年度は3,742t）は人工砂としてリサイクルされ、舗道の下層路盤材として利用されています。

せん定枝・刈草は第一工場堆肥化施設で堆肥化を行っています。令和6年度は443tを搬入しています。

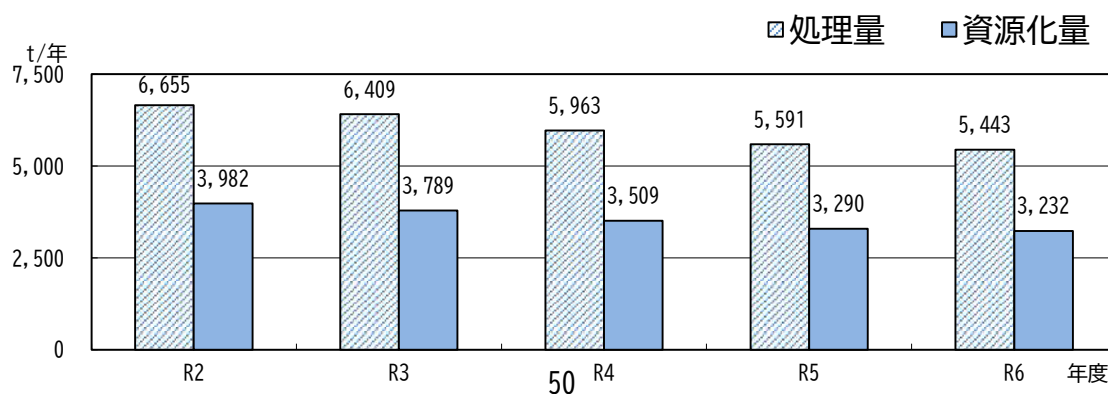
焼却処理の推移



(イ) リサイクルプラザ

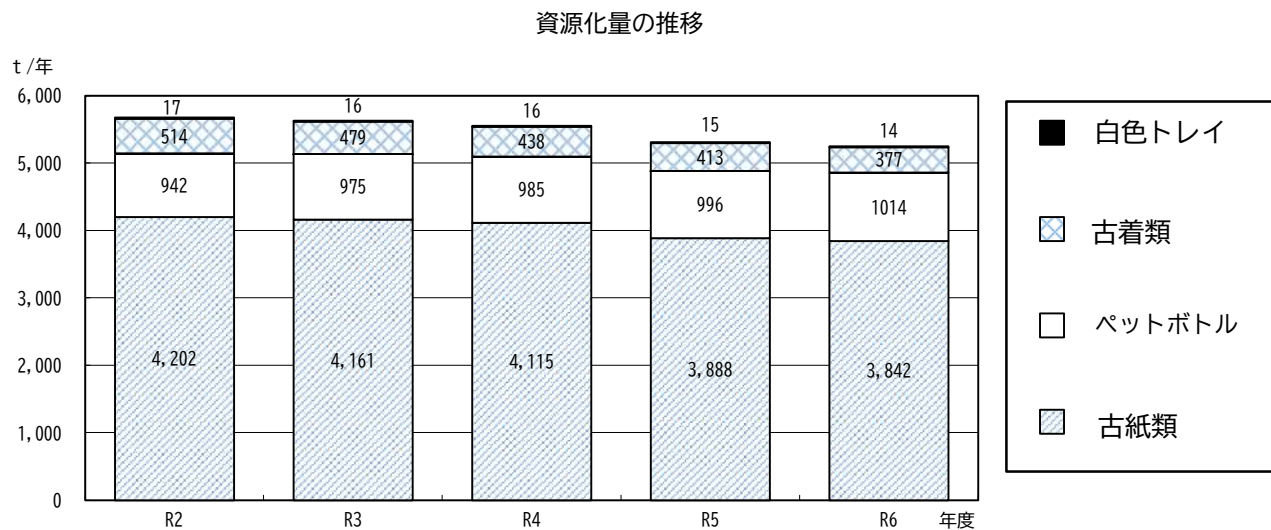
燃えないごみ、缶、びん、危険ごみ、粗大ごみが集められ、選別や破碎処理を行っています。さらに、破碎物の中から、鉄、アルミを回収して資源化しています。

処理量・資源化量の推移



(ウ) 再生事業者

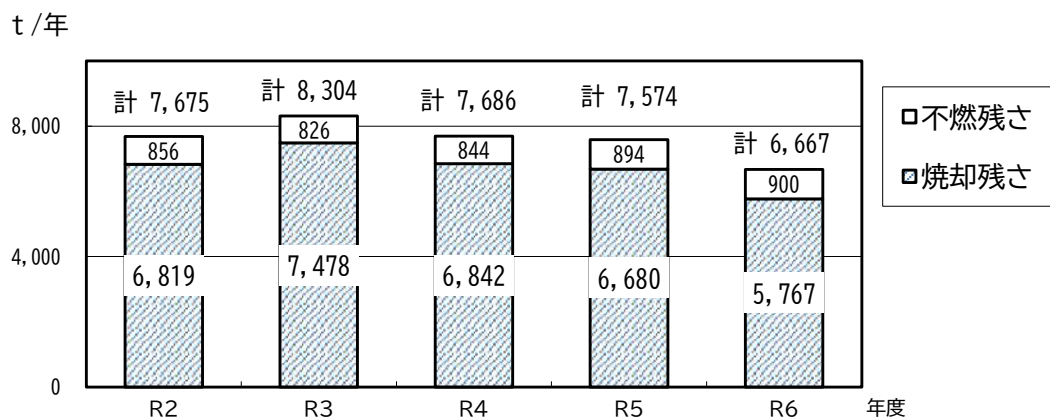
古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイは再生事業者に引き渡して資源化しています。



(エ) 最終処分

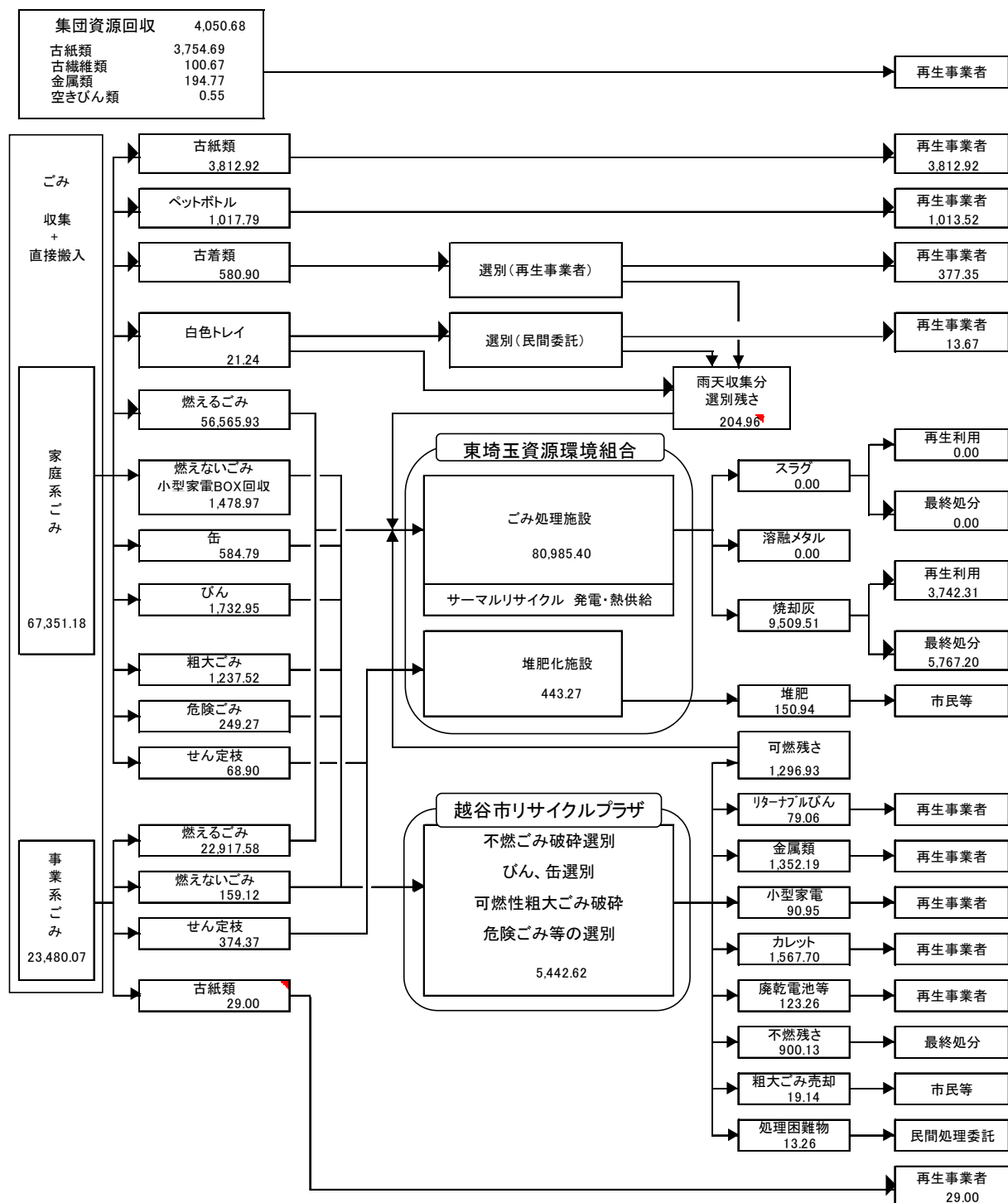
東埼玉資源環境組合の第一工場ごみ処理施設から排出される焼却残さについては、焼却灰及び飛灰については、県内および県外にて資源化または埋め立て処分をしています。金属類については、県外にて資源化しています。

また、リサイクルプラザから排出される不燃残さについては、埼玉県環境整備センター（寄居町）において埋立処分しています。



— 越谷市のごみ処理の流れ —

令和6年度



6. 廃棄物適正処理

6-1 適正処理の推進

(ア) 産業廃棄物処理施設設置等に関する紛争の予防

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置の許可申請に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する基準に適合しているかを厳正に審査し、許可又は不許可の処分を行うことにより、周辺地域の生活環境の保全を図ります。

そのために、産業廃棄物処理業の新規の許可申請や業の変更（処理能力や事業場を一定以上に増大させる等）の許可申請等を行う場合には、事業計画者に対して、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（以下「設置条例」という。）に基づく事前協議手続を行うこととしています。事業計画の公開、関係住民への説明会、環境保全協定の締結等により、事業計画者と関係住民との紛争を予防し、合意形成を促進します。

産業廃棄物の処理を行うために必要となる廃棄物処理法に基づく許可は、他人の産業廃棄物を処理する場合の「業の許可」と一定規模以上の処理施設を設置する場合の「施設設置許可」に大別され、主なものは以下のとおりです。

- ①産業廃棄物収集運搬業許可
(積替え保管を含む。)

収集、運搬及び積替えのための一時保管
- ②産業廃棄物処分業許可

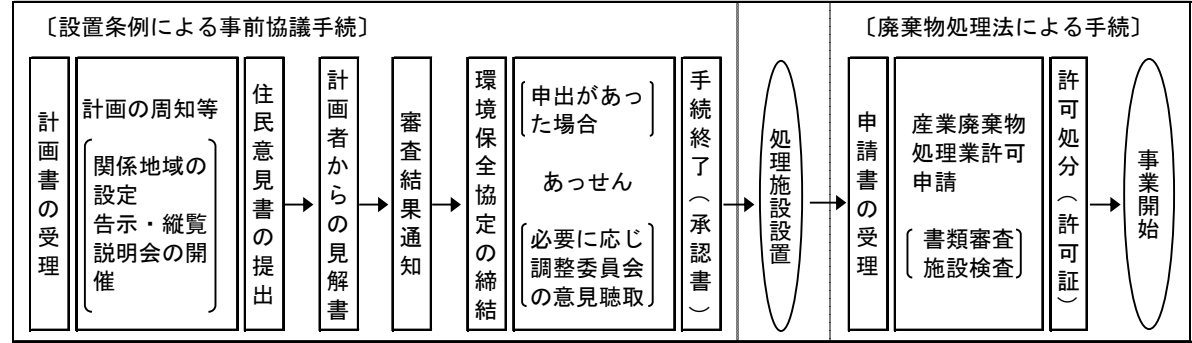
破碎、焼却等の中間処理及び最終処分
- ③特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
(積替え保管を含む。)

爆発性、毒性、感染性等を有する産業廃棄物の収集運搬及び積替えのための一時保管
- ④特別管理産業廃棄物処分業許可

爆発性、毒性、感染性等を有する産業廃棄物の処分
- ⑤産業廃棄物処理施設設置許可

一定規模以上の処理能力を備えた破碎、焼却等の中間処理施設及び最終処分場

産業廃棄物処理施設の設置等の手続



産業廃棄物処理業許可業者数及び産業廃棄物処理施設数（令和7年3月31日現在）

区 分			業者・施設数	
処 理 業 許可業者	産業廃棄物	収集運搬業(積替え保管を含む。)	7	19
		処分業（移動式を除く。）	9	
		処分業（移動式）	3	
	特別管理 産業廃棄物	収集運搬業(積替え保管を含む。)	1	1
		処分業（移動式を除く。）	0	
		処分業（移動式）	0	
処理施設	産業廃棄物処理施設		6	6

(イ) 産業廃棄物の適正処理に関する指導

「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」ことを目的とした廃棄物処理法に基づき、排出事業者、産業廃棄物処理業許可業者等に対し指導や啓発を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理の促進を図ります。

①産業廃棄物処理業者の指導・監督

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）及び産業廃棄物処分業の許可業者において、産業廃棄物が適正に処理されているかを確認するため、立入検査等により事業場の検査を実施しています。

また、越谷市内の産業廃棄物処理業許可業者から毎年報告される産業廃棄物処理実績報告書を集計・分析することにより、処理状況を把握しています。

②産業廃棄物排出事業者の指導・監督

廃棄物処理法第3条（事業者の責務）に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、産業廃棄物の排出事業者が、産業廃棄物を適正に処理できるよう必要な助言及び指導を行っています。

なお、産業廃棄物の排出事業者は、他人に処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられており、毎年6月末までに前年度の産業廃棄物管理票の交付状況を越谷市長に報告する必要があります。

③産業廃棄物の不適正処理事業者の指導・監督

産業廃棄物は、適正に処理しなければなりません。排出された産業廃棄物が適正に処理されず、大量に野積みされてしまう場合があります。越谷市内には、中核市移行により産業廃棄物に関する事務が埼玉県から移譲される以前からの野積みされた産業廃棄物の山が6か所あり、その後発覚した山も含め行為者等に対し搬出等の改善指導を行っています。

また、産業廃棄物の不法投棄、野外焼却、野積み等については、未然防止及び早期発見・解決を図るため、速やかに実態を調査し、行為者に対して適正処理を指導しています。

市民からの通報や職員によるパトロール等により発見した新たな不適正処理事案については、産業廃棄物が長期に渡り放置されることのないよう、速やかに行為者を特定し、指導を行っています。

産業廃棄物の適正処理に関する指導件数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処 理 業 許 可 業 者	定例立入	20	26	26	27
	臨時立入	1	4	7	9
	小 計	21	30	33	36
不適正処理 事 業 者	立 入	141	127	136	155
	監 視	343	424	349	356
	小 計	484	551	485	511
不法投棄	立 入	70	58	54	48
野外焼却	立 入	14	12	29	14
計		589	651	601	609

④産業廃棄物収集運搬車両の路上検査

産業廃棄物不適正処理の未然防止活動の一環として産業廃棄物を運搬する車両を検査し、廃棄物処理法の適合状況の確認をするとともに産業廃棄物の処理ルートを把握することで、産業廃棄物の不適正処理を厳しく監視・指導するために、警察等関係機関の協力を得て、路上検査を実施しています。

<産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称名「産廃スクラム 37」※）による一斉路上検査>

日時：令和 6 年 10 月 11 日（金）10 時～12 時

場所：関越自動車道新座料金所（下り線）

※ 関東甲信越などの 37 の都県市で構成

⑤使用済自動車のリサイクルに関する取組

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、引取業及びフロン類回収業の登録申請並びに解体業及び破砕業の許可申請に対して、法に規定する基準に適合しているかを厳正に審査し、登録又は許可の可否の決定を行い、周辺地域の生活環境の保全を図ります。特に、解体業及び破砕業の許可申請の場合には、事業計画者に対して事前協議手続を行うこととしています。

自動車リサイクル法では、以下の関連事業者及びその役割が規定されています。

- i 引取業者 自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者へ引き渡します。
- ii フロン類回収業者 使用済自動車からフロン類を回収して自動車メーカー等（自動車メーカー及び輸入業者）へ引き渡し、フロン類回収後の使用済自動車を解体業者へ引き渡します。
- iii 解体業者 使用済自動車からエアバッグ類を回収して自動車メーカー等へ引き渡し、有用部品等を取り除いた解体自動車を破砕業者へ引き渡します。
- iv 破砕業者 解体後自動車を破砕して金属類とシュレッダーダストを分別し、シュレッダーダストを自動車メーカー等へ引き渡します。

※自動車メーカー等は、引き取った 3 品目（フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト）を適正に処理し、リサイクルを行います。

使用済自動車リサイクル関連事業者数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区 分		事業者数	事業所数
登録制	引取業者	63	83
	フロン類回収業者	10	12
許可制	解体業者	4	5
	破砕業者	1	1
計		78	101

⑥ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物に関する取組

ＰＣＢは、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱・冷却用の熱媒体、感圧複写紙等、様々な用途に利用されていましたが、毒性が極めて強いいため、現在は、製造、輸入ともに禁止されています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）では、区域内におけるＰＣＢ廃棄物の状況を把握するとともに、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされています。これを受けて、越谷市においても管内事業所におけるＰＣＢ廃棄物を網羅的に把握するため、経済産業省より入手した自家用電気工作物設置者リストに基づき、平成 29 年度より掘り起こし調査を実施しました。また、令和元年度から、ＰＣＢの使用が疑われる照明器具の安定器の所有者を調査対象として、昭和 32 年から昭和 52 年までに建築された事業用の建物 4,875 件に対し、家屋課税台帳を基に調査を行いました。

自家用電気工作物設置者 1,471 件に対する調査実施状況

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
調査回答事業者数（件）	1,341	1,459	1,471
調査進捗率（％）	91.2	99.2	100.0

照明器具の安定器の所有者 4,875 件に対する調査実施状況

区 分	令和 3 年度
調査回答事業者数（件）	4,875
調査進捗率（％）	100.0

ＰＣＢ廃棄物を保管している事業者は、処理が行われるまで、毎年その保管及び処分の状況を届出することが義務付けられており、届出に基づき立入検査等を行い、ＰＣＢ廃棄物の適正保管を指導しています。

なお、ＰＣＢ特別措置法により、高濃度ＰＣＢ使用変圧器・コンデンサーは令和 3 年度末まで、ＰＣＢ使用安定器及び高濃度ＰＣＢ汚染物等は令和 4 年度末まで、低濃度ＰＣＢ廃棄物は令和 8 年度末までの処分期間となっております。

ＰＣＢ廃棄物の届出等件数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保管届出	108	132	110	84	73
処分届出	21	29	17	15	20
立入検査	81	121	339	28	2

⑦土砂の堆積に関する取組

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）では、土砂の堆積等に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。

越谷市では、平成 27 年 4 月の保健所設置に伴い、埼玉県が実施してきた土砂の堆積等の規制区域から除外されることから、生活環境の保全を図るため、独自に土砂条例を定めています。埼玉県では、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が 3,000 平方メートル以上になる場合を規制対象としていましたが、越谷市では、規模の小さな土地の土砂の堆積も含めて規制することとし、500 平方メートル以上になる場合を規制対象とする許可制（他法令による許可等に基づき土砂の堆積を行う場合は届出制）としています。

土砂の堆積に係る許可・届出件数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
許 可	10	6	8	6	7
届 出	3	4	4	5	7

令和 7 年 5 月 26 日に越谷市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定されることを受け、越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例を一部改正しました。

〈主な変更点〉

- ・題名を「越谷市土砂の堆積による土壌汚染の防止に関する条例」に改正し、条例の目的を「土砂の堆積による土壌汚染の防止」に改正。
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法と重複する部分を削除。
- ・従前の許可・届出制度を一部廃止し、新たに土壌汚染防止に係る届出を規定。

(ウ) 廃棄物の適正処理に向けた啓発

①不法投棄防止キャンペーン

廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見には、市民の監視の目を増やすことが重要です。そのため、市民に対して、啓発チラシの配布等を行い、不法投棄防止の意識向上を図っています。

日 時：令和 6 年 11 月 17 日（日）9 時 30 分～15 時（天気：晴れ）

場 所：東埼玉資源環境組合

「リユースまつり」に参加。



②講習会及び説明会等

廃棄物処理の重要性に鑑み、排出事業者及び廃棄物処理関係事業者の資質の向上を図るとともに、循環型社会の形成を目指した廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を目的として、講習会等を実施しています。

令和 6 年度については、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者を対象に説明会を実施し、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進を図りました。



○令和 6 年度実施内容

内 容：事業系一般廃棄物の適正処理等に係る説明会

日 時：令和 6 年 12 月 24 日（火）15 時～16 時

対 象：一般廃棄物収集運搬業許可業者

（可燃ごみの収集運搬許可業者を対象）

(エ) 再生資源物の屋外保管事業場に関する取組

近年、全国的に金属スクラップや使用済プラスチックなど再生資源物のリサイクルが推進されるなか、市内においても再生資源物を屋外で保管している事業場、いわゆる金属スクラップヤード等が設

置され、さらに増加していくことが見込まれていました。

こうしたなか、一部の屋外保管事業場では、不適正な保管による火災や作業に伴う騒音、振動といった市民の生活環境に支障をきたす状況が発生し、市として看過できない状況にありました。しかし再生資源物の屋外保管事業場を直接対象とした法令がなく、十分な指導や規制を行うことができませんでした。

そこで、再生資源物の屋外における適正な保管を実現するため、「越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定しました。本条例は令和6年3月21日付で公布、令和6年7月1日付で施行しました。

本条例において、条例施行日以前に事業を行っていた事業者から令和6年6月30日までに従前の屋外保管事業者である旨の届出、12月31日までに既存の屋外保管事業場に関する届出を受理しました。この2度の届出により、既存屋外保管事業場について、許可を受けたものとみなされ、その有効期間は5年間で更新制となっています。

再生資源物の屋外保管事業場の許可・届出状況

手続き区分		事業者	事業場
経過措置	従前の屋外保管事業者である旨の届出	29	31
	既存屋外保管事業場に関する届出	28※1	29※1
許可等	みなし許可	27※2	28※2
	新規許可	0	0
	変更許可	0	0
	更新許可	0	0
届出等	変更届	0	0
	廃止届	1	1

※1 従前の屋外保管場である旨の届出書を受理後、現地調査や書類確認等を踏まえ、対象事業地ではないことや事業場の廃止等により、既存屋外保管事業場に関する届出書の提出事業者数及び事業場数が減少

※2 既存屋外保管事業場に関する届出書の受理後、事業場の廃止届を受理し、事業者数及び事業場数が減少

6-2 事業者の減量化計画

(ア) 産業廃棄物処理状況報告

廃棄物処理法等の規定により、産業廃棄物の排出事業者は、前年度の産業廃棄物の排出状況について、また、産業廃棄物処理業許可業者及び産業廃棄物処理施設設置事業者は、前年度の産業廃棄物の処理状況について、それぞれ報告（4/1～6/30）が義務付けられています。

市では、こうした報告を基に、産業廃棄物の排出から処分までの流れや排出量、処理量等を把握し、産業廃棄物の統計や産業廃棄物の減量化等の計画策定などの資料としています。

産業廃棄物排出量

(単位：t)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産業廃棄物	90,073	83,255	101,712	122,009	108,047
特別管理産業廃棄物	1,556	2,164	2,857	2,821	2,557
計	91,629	85,419	104,569	124,830	110,604

令和 5 年度産業廃棄物排出量（種類別）

産業廃棄物の種類		排出量(t)		交付枚数	
産業廃棄物	燃え殻	6	0.01%	4	0.0%
	汚泥	23,150	21.43%	4,856	5.6%
	廃油	1,215	1.12%	7,038	8.2%
	廃酸	86	0.08%	149	0.2%
	廃アルカリ	274	0.25%	274	0.3%
	廃プラスチック類	8,866	8.21%	26,450	30.7%
	紙くず	902	0.83%	4,284	5.0%
	木くず	7,110	6.58%	6,885	8.0%
	繊維くず	33	0.03%	202	0.2%
	動植物性残渣	824	0.76%	908	1.1%
	動物系固形不要物	0	0.00%	0	0.0%
	ゴムくず	0	0.00%	0	0.0%
	金属くず	2,036	1.88%	3,381	3.9%
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	7,021	6.50%	8,724	10.1%
	鉱さい	12	0.01%	1	0.0%
	がれき類	47,569	44.03%	9,992	11.6%
	動物のふん尿	0	0.00%	0	0.0%
	動物の死体	0	0.00%	0	0.0%
	ばいじん	2	0.00%	1	0.0%
	13号廃棄物	0	0.00%	0	0.0%
	その他(混合廃棄物等)	8,559	7.93%	12,764	14.8%
	石綿含有廃棄物	383	0.35%	290	0.2%
	廃プラスチック類	23	0.02%	36	0.0%
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	161	0.15%	114	0.1%
	がれき類	163	0.15%	93	0.1%
	その他(混合廃棄物等)	36	0.03%	47	0.0%
	小計	108,047		86,203	
特別管理産業廃棄物	廃油	285.46	11.17%	211	3.7%
	廃酸	1,000.91	39.14%	168	2.9%
	廃アルカリ	44.61	1.74%	30	0.5%
	感染性廃棄物	1,116.82	43.67%	5,280	91.5%
	特定有害産業廃棄物				
	廃 PCB 等	2.27	0.09%	1	0.0%
	PCB 汚染物	0.04	0.00%	1	0.0%
	PCB 処理物	0.00	0.00%	0	0.0%
	指定下水汚泥等	0.00	0.00%	0	0.0%
	鉱さい	0.00	0.00%	0	0.0%
	廃石綿等	13.40	0.52%	9	0.2%
	ばいじん	0.00	0.00%	0	0.0%
	燃え殻	25.76	1.01%	4	0.1%
	廃油	18.58	0.73%	34	0.6%
	汚泥	2.59	0.10%	8	0.1%
	廃酸	5.92	0.23%	6	0.1%
	廃アルカリ	40.75	1.59%	12	0.2%
	廃水銀等	0.00	0.00%	2	0.0%
	その他	0.00	0.00%	0	0.0%
	その他(混合廃棄物等)	0.205	0.01%	6	0.1%
	小計	2,557		5,772	
計		110,604		91,975	

※ 排出量は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計値

※ 小数点以下を四捨五入しているため、表中の数値の和は必ずしも、合計欄の値に一致しません。

(イ) 産業廃棄物多量排出事業者

廃棄物処理法及び埼玉県生活環境保全条例の規定により、多量の産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）については、産業廃棄物の減量等に関する計画書（産業廃棄物処理計画書）の提出及びその実施の状況についての報告書（産業廃棄物処理計画実施状況報告書）の提出が義務付けられています。

なお、多量排出事業者の主なものは、以下のとおりです。

○廃棄物処理法の規定による多量排出事業者

- ・前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者
- ・前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者

○埼玉県生活環境保全条例の規定による多量排出事業者

- ・製造業に属し、常時使用される従業員の数が300人以上の事業所を設置している事業者
- ・建設業に属し、常時使用される従業員の数が100人以上の事業所を設置している事業者
- ・建設業を営み、市内に事業所を有し、かつ、資本金（出資金）の額が5,000万円以上の事業者

多量排出事業者に係る計画書及び報告書提出件数

年 度	区 分	廃棄物処理法		埼玉県生活環境保全条例	
		計画書	報告書	計画書	報告書
R2	産業廃棄物多量排出事業者	16	18	9	9
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	9	8	0	0
R3	産業廃棄物多量排出事業者	13	18	11	9
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	8	9	0	0
R4	産業廃棄物多量排出事業者	18	13	13	12
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	9	8	0	0
R5	産業廃棄物多量排出事業者	18	19	13	12
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	8	9	0	0
R6	産業廃棄物多量排出事業者	16	17	14	13
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	9	9	0	0